

【川崎市民向け】横浜保育室のご案内

「横浜保育室」は、児童福祉法に定めた保育所（いわゆる認可保育所）ではありませんが、横浜市が独自に設けた基準（保育料・保育環境・保育時間など）を満たしており、市が認定し助成している認可外保育施設のことです。

横浜市と川崎市において、女性の社会進出や経済情勢の変化による共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加による保育ニーズの増大と多様化等に対応するため、相互に連携及び協力して、待機児童対策の更なる促進に資することを目的に、「待機児童対策に関する連携協定」を締結しています

横浜保育室につきましては、横浜保育室・川崎認定保育園の広域利用として、横浜市在住の子どもが川崎認定保育園を利用する時や、川崎市在住の子どもが横浜保育室を利用する時に、施設に対する運営費助成や保護者の保育料負担を軽減するなど、互いに市外児童であっても施設を利用しやすい環境を整備しました。

保育環境	ア 市内在住の2歳児以下のお子さんを助成対象とした施設です。 （年齢については各年度の4月1日時点の満年齢が基準です。） ※ 3歳児以上のお子さんの受入れを行っている施設もあります。 ※ 横浜保育室の卒園児が、認可保育所等に利用申請をした場合は、利用調整の際に優先順位を高く(1ランクアップ、調整指数+5)しています。 イ 2歳児以下のお子さんおおむね4人に1人、保育従事者を確保しています。 ウ 全施設で給食を実施しています。
基本保育時間	平 日:午前7時 30 分～午後6時 30 分 土曜日:午前7時 30 分～午後3時 30 分 ※ 延長保育、休日保育を行っている施設もあります。 ※ 日曜、祝日、休日、年末年始(12/29～1/3)以外は、原則開所しています。
申込方法	<u>施設との直接契約</u>になります。契約内容、保育内容等を施設に確認の上、直接お申し込みください。
保育料の助成対象条件	月 64 時間以上就労している等、保護者がお子さんを保育できない場合です。（横浜市の認可保育所等の利用事由と同様です。） 保育をできない理由については、申込み時に提出いただく、保育を必要とする事由がわかる書類で確認します。
保育料	2 歳児以下のお子さんは 58,100 円を上限に施設が独自に設定しています。 ※ 基本保育時間にかかるそれ以外の徴収は原則ありません。 ※ 保育料以外の実費負担については、施設にご確認ください。 ※ 消費税は非課税です。保育料以外の実費負担については課税の場合があります。 川崎市へ保育料補助申請をすることができます。【裏面を参照】 ・0～2歳児 世帯の市民税所得割課税額に応じ月額上限20,000円又は10,000円 ・3歳以上児 月額上限 5,000 円 ※所得制限はありません
提出書類	下記書類を横浜保育室に提出します。（様式は横浜市のHPにも掲載しています。） ・住民票の写し【川崎市民であることを確認します。】 ・利用理由申立書【ご家庭で保育ができない理由の確認書類です。】 ・保育を必要とする事由がわかる書類 【雇用証明書や診断書、母子手帳など、利用理由により異なります。】 ・その他、横浜保育室から求められた書類
その他	【横浜市へ転入する場合】 川崎市から転入後も同じ横浜保育室の利用を継続する場合、改めて横浜市内で教育・保育給付認定申請を行う必要があります。手続きをしなかった場合、必要な助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

保育料補助について

横浜保育室を利用する川崎市在住の方も保育料補助申請ができます。

川崎市では、『川崎認定保育園』に通い、一定の条件を満たす児童の保護者に対して、保育料を補助する「川崎認定保育園等保育料補助制度」を実施しています。

川崎認定保育園等保育料補助制度

補助額	0～2歳児・・・世帯の市民税所得割課税額が321,000未満の方は月額上限20,000円 世帯の市民税所得割課税額が321,000以上の方は月額上限10,000円 3歳以上児・・・月額上限5,000円 ※所得制限はありません。 ※年齢については各年度の4月1日の満年齢が基準です。 ※補助金額より保育料が低い場合は、低い方の金額をお支払いします。
補助対象	次の条件にすべて該当する保護者が対象です。 ア 保護者及び児童が川崎市に在住しかつ住所を有していること イ 保育の必要性がある児童であること ウ 保育料を滞納していないこと エ 児童が、月の初日より川崎認定保育園(横浜保育室)に在籍し、幼稚園等その他の施設には在籍していないこと。 ※幼児教育・保育の無償化の対象になる場合について 別途、施設利用開始前に、川崎市の幼保無償化事務センターへ必要書類を提出して、施設等利用給付認定の取得が必要です。 手続きの詳細：http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000109827.htmlで)
交付方法	補助金は年2回、申請された保護者の口座へお支払いします。 4月から9月の対象月分の補助金 ⇒ 9月5日までに申請⇒10月後半から11月末までの交付 10月から翌年の対象月の補助金 ⇒ 3月5日までに申請⇒4月後半から5月末までの交付 ※提出期限後の申請はお支払いできない場合がありますので、御注意ください。
申請方法	補助対象の方については、必要事項を記入の上、直接、川崎市の担当部署あて提出してください。 <申請書類>(川崎市のHPに掲載しています。 ①「川崎認定保育園等保育料補助金交付申請書」(第1号様式) ②「在園証明書」(第2号様式の2)※横浜保育室が記入 ③ 通帳の写しや市民税の分かる書類(3歳未満児の方のみ)など、必要書類を添付していただきます。 (必要書類は個々に異なりますので、申請書類「添付書類確認一覧」を御確認ください。) ※4歳以上児に係る申請の場合は、別途保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)を添付いただきます。 <申請先> 【担当部署】川崎市こども未来局保育事業部保育第2課 保育料補助担当(第3庁舎14階) 【住所】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 【電話】044-200-3128(平日、8:30～12:00、13:00～17:15) 【URL】http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000051697.html

お問合せ先:【横浜保育室の利用に関すること】 横浜市役所 保育・教育運営課 045-671-3564
【保育料補助金申請に関すること】 川崎市役所 保育第2課 044-200-3128